

9月20日開催

申7号 「常磐線特急の車掌乗務体制見直しについて」 の申し入れ（基本）団体交渉を行う！

1. 本部・本社間の「常磐線特急乗務体制の見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）を遵守し、東京支社が実施した車内調査の内容を明らかにし、議論すること。具体的には、調査期間中79M・85M・89M以外の全車両巡回できなかった列車・日付・未巡回の号車と、その理由を示すこと。

（回答）本部・本社間の「常磐線特急乗務体制の見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）に則り議論しているところである。なお、車内での巡回状況やお客さま対応状況などを確認した結果、一人乗務を基本とした乗務体制としたものであり、個別のデータを示す考えはない。

冒頭、確認メモに則り労使議論で結論を得ることを確認！
しかし「個別のデータを示す考えはない」
回答の考えは説明交渉と変わらず！

一人乗務を可能とする会社の根拠が示されない！これでは労使議論で結論を得るための条件すら整わず、確認メモ違反だ！

東京支社は、根拠を示していると回答するが、

- ①会社が主張する根拠に具体性がない。
- ②組合から求めているデータ・具体的な資料等が示されない。
- ③組合の要求に譲歩できないとしても、その論拠が示されない。

以上の3点から、**労働組合法7条2号違反＝誠実交渉義務違反**であることを通告！

会社の不誠実な対応により、1項途中で中断！